



・税理士
・税理士法人
タックスサポート・イトカズ
那覇事務所長

糸数弘和

(いとかずひろかず)



東日本大震災から2カ月… 確認しておきたい2011年度税制改正

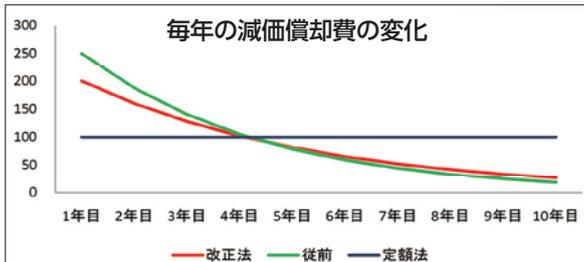
3月11日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2カ月。ようやく成立に向かう2011年度の税制改正について、法人税と消費税について確認しておきましょう。

経済のニュースで今年度の税制改正についてよく取り上げられていたのは「法人税率5%減」でした。しかしそれ以外の改正点において税金が増えてしまう改正があることはチェックされているでしょうか？今回は皆さんが当然と思っていた点で改正になったところを中心に確認していきたいと思います。

(以下2011年5月13日現在)

①減価償却「定率法」の償却率減額

建物や機械、自動車等の資産について、新品の物が次第に価値を落としていく経過を会計的に認識するのが減価償却です。この改正で減価償却費において機械や車等の資産で用いられる「定率法」の計算式の中の割合が縮小されます(定額法の200%=2倍)。例示してみると、1千万円の機械があり、耐用年数が10年とします。毎年の減価償却額の改正前後の比較は以下のグラフの通りです。4年目まで改正前よりも償却額が減っており、その分だけ従来の見込みよりも経費が少なくなります。

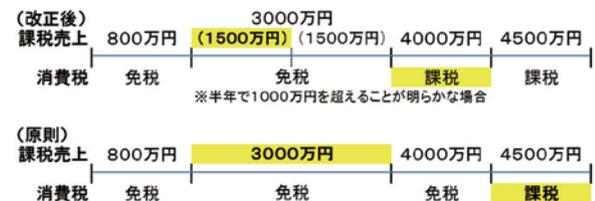


定率法は1年目あるいは1年目の償却額が大きいことが特徴であるので、決算前に1ヶ月分の償却額を計

上することと併せて自動車等の購入を検討した方も少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。自動車や機械等を販売する方からすれば、今までメリットとしていた部分が減ることを踏まえることが求められるでしょうし、買う側も期待した節税効果が減少することを理解しておく必要があります。この改正は2011年4月1日以後に取得される資産に適用される予定です。

②消費税の課税時期に関する改正

事業をする者にとって消費税は取っ付きにくいものの一つではないでしょうか。消費税は課税売上1千万円が課税の有無の区分となっていますが、ある年の売上が1千万円を超えても、2期連続で続いた翌期により課税されるというのが原則です。ところが今回の改正で、半年で課税売上が1千万円を超える事業者については、その翌期から消費税が課税されることになりました(以下図表参考)。全国と比較して小規模な会社の多い沖縄では、気をつけなければならない事業者の方が多いと思います。特に不動産業のように、消費税を付けて売るもの(建物)と付けずに売るもの(土地)を両方扱う事業をしている場合は、経理について以前よりも注意が必要です。



③消費税の仕入税額控除の95%ルールの改正

改正で課税売上が5億円を超える事業者は、消費税の計算の中で仮払消費税を差し引くこと(仕入税額控除といいます)について、課税売上に伴う支払いだけの部分だけに限られることになりました。これまでは消費税のかからない売上(非課税売上)の割合が全体に対して5%以内であれば仕入に関わる消費税を全て引くことを認めていましたが、売上の大きい会社について見直しをされたものです。ここで言う課税売上には、通常の売上だけでなく自動販売機収入等の雑収入も入るので注意してください。

今回ご紹介したいずれの改正も会社によっては税負担が増加に繋がる可能性があります。一度は自社への影響をチェックすることをお勧めします